

解体工事発注仕様書

営工第 3-25 号

旧名南保育園園舎等解体工事

施工地名 上越市 名立区折居 地内

上越市都市整備部建築住宅課営繕室

室長



旧名南保育園園舎等解体工事発注仕様書

上越市都市整備部建築住宅課営繕室

本仕様書は、旧名南保育園園舎等解体工事に適用する。

入札にあたっては、本仕様書及び現場を熟覧のうえで応札のこと。

1 工事概要

(1) 一般概要

本解体工事に際しては関係法令、規則、諸通達を遵守し、安全かつ適正な解体工事を実施することはもとより、周辺環境に対しても、十分配慮して行うこととする。

解体工事の完了後は、敷地内の残土により平坦に整地を行う。また、雨水等が滞留する恐れがある場合は、適切な排水路を考慮する。

(2) 工事名称

旧名南保育園園舎等解体工事

(3) 工事場所

上越市 名立区折居 地内

(4) 工 期

120日間

(5) 工事範囲概要

① 工事場所及び敷地面積（案内図は別添のとおり）

地名地番	敷地面積
上越市名立区折居 61 他	2192.86m ²

② 解体（除却）対象建築物等 （別添参考図参照）

棟	構造	棟数	階数	床面積 (m ²)	備考
園舎	木造一部鉄骨造	1	1	524.23	
屋外物置	木造	1	1	19.83	
園舎空調設備	ルームエアコン				4台
園舎空調設備	パッケージエアコン				2台
【地下埋設物】					
浄化槽(35人槽)					埋戻処理済
排水側溝					
暗渠管					
ゲリストラップ	FRP製				
屋外給排水管					
園庭内埋設物	コンクリート製				
擁壁(重力式)	鉄筋コンクリート造				
【障害物件】					
立木・垣根					
旗竿ポール	鋼製				
遊具(ブランコ)	鋼製				
遊具(くぐりトンネル)	コンクリート製				
灯油タンク	鋼製				
廃タイヤ					
砂場周囲ブロック					
市道保育所線					全面補修

③ 解体工事範囲等（詳細は別添参考図参照）

解体は、分別解体とし、本仕様書に基づき解体工事を実施する。
 なお、敷地周囲の側溝及び間知ブロックは現状のままとする。

ア. 園舎及び屋外物置は、土間及び基礎まで解体する。

イ. 外部周りについては、地下埋設物・障害物件・コンクリート舗装及びアスファルト舗装を撤去処分

ウ. 遊具(くぐりトンネル)周囲の盛土は撤去し敷地内に敷均しとする。

- エ. 浄化槽は、埋戻処理範囲を確認のうえ残存部分の解体・撤去を行うこと。
- オ. 電気メーターは取り外して東北電力に返却
- カ. 水道メーターは取り外してガス水道局に返却
- キ. 集落排水柵は現状のままとする。(柵の園舎側でキャップ止めのこと)
- ク. 仮設の工事用水及び工事用電力は有償とする。
- ケ. ケーブルテレビ引込み線・引込み柱・保安器は、地元の共聴組合(中部テレビ共聴組合)が撤去する。
- コ. 立木は伐根を行い撤去処分とする。ただし、市道引沢線沿いの高木2本は伐採処分とし、根株を存置する。
- サ. アスベスト含有の可能性がある建材は、解体・撤去にあたりアスベスト含有建材とみなして適切に処分すること。
- シ. 解体・撤去を行う排水側溝が敷地周囲の側溝と接続している部分は、土砂の流入防止措置を講ずること。
- ス. 解体・撤去工事期間中及び工事完了後の敷地周囲は、既設の木杭・ロープにより侵入防止措置を講ずること。

使用されているアスベスト建材一覧

作業レベル	部位	建材名
レベル1		
レベル2		
レベル3	屋根・外壁下地 軒裏、内部天井・壁 乳児室床	アスファルトルーフィング、アスファルトフェルト 大平板、石膏ボード、壁紙 ビニール床シート
その他		

- ※ レベル3の建材は分析を行っていないが、アスベスト含有建材として撤去処分する。
- ※ 遊戯室天井は、平成19年度の耐震補強工事において全面張替えが行われているためアスベスト含有建材の使用なし。

2 建物等の解体・撤去並びに跡地整地工事仕様書

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）以下、「建設リサイクル法」という。）により分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を有する工事であり、分別解体等を行い、特定建設資材廃棄物の再資源化等を図るものとする。

(1) 一般的事項

① 適用範囲

ア. 本仕様書は、当該工事に係る、工作物、建築設備、家具（建築物に造りつけられたものに限る。）及び樹木等（以下建築物等という。）の解体工事に適用する。

イ. 本仕様書に規定する事項は、定めがあるものを除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

② 建築物等の解体にあたっては、建設リサイクル法及び石綿障害予防規則（（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）以下「石綿則」という。）並びに関連する法令を遵守し、特に工事現場の施工・管理等は適切に行うものとする。

③ 解体する物件は、「前記 1 - (5) - ② 及び ③」に掲げる建築物等及び監督員が指示する物件とする。

④ 建築物等の解体にあたっては、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。

⑤ 官公庁その他への届出手続等

ア. 解体工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。

イ. 前項に規定する手続を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督員に報告すること。

ウ. 必要に応じて、工事場所周辺へ事前に工事に関する説明を行うこと。

⑥ 疑義に関する協議等

仕様書に定められた内容に疑義が生じたり、現場納まり又は取合等の関係で、仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じた時は、監督員と協議すること。

⑦ 解体材の処理等

ア. 受注者自ら解体材の処理（分別、保管、収集、運搬、処分の一連の行為をいう。以下同じ。）を行う場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 11 月 25 日法律第 137 号）以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。

イ. 解体材の処理の一部又は全部を下請人に委託するときは、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得しているものに委託すること。

ウ. 解体材の分別を徹底し、再利用及び再生資源化に努めること。

エ. 解体材の処理費用は、実績を確認のうえ変更協議できるものとする。

- ⑧ 建設リサイクル法に関する事項は以下のとおりとする。
- ア. 「通知書」を作成し、監督員に提出する。(第 11 条)
 - イ. 受注者は施工計画書提出時に「分別解体計画書」及び「説明書」を発注者に提出し説明すること。(第 12 条)
 - ウ. 受注者は、告知書に通知書の写しを添付し下請け人へ告知。告知書の写しを施工計画書へ添付すること。(第 12 条)
 - エ. 変更がある場合は速やかに協議すること。(第 13 条)
 - オ. 完了時に報告書を発注者へ提出すること。(第 18 条)
 - カ. 各種様式については、落札決定後、協議するものとする。

(2) 特記事項

本工事の施工にあたり、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（平成 31 年版）」によるものとする。

また、建設工事請負基準約款第 3 条に基づき「工事費内訳書」を提出すること。
参考資料として、数量内訳書を添付する。

(3) 仮設工事

本工事の施工にあたり、施工区域外にある市の敷地に詰所及び置き場等の設置を必要とする場合は、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとし、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

(4) 解体・撤去作業

- ① 本建築物には 1 (5) 表のとおりアスベスト含有材が施工されている。解体工事にあたり、表以外にアスベスト含有の疑いがあるものが発見された場合は、監督員へ報告し協議すること。作業に伴う計画、届出、措置、作業主任者の選任、特別の教育等を石綿則に基づいて適切に実施するとともに、工事現場の石綿等の有無及び石綿暴露防止対策の実施内容について、作業場の見やすい場所に掲示するものとする。
- ② 分別解体にあたっては、建設リサイクル法第 9 条第 2 項に定めるところにより、施工方法に関する基準として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年 3 月 5 日国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条」に規定する基準に従い、施工しなければならない。
- ③ 解体・撤去工事にあたり、火薬等による爆破は行わないものとする。
- ④ 解体・撤去により生じた施工地の凹凸は、現在の地盤になじみよく平坦に埋め戻すものとする。また、雨水等が滞留する恐れがある場合は、適切な排水路を考慮するものとする。

(5) 建物・工作物の解体・撤去にあたり次の措置を講ずるものとする

- ① 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講ずるものとする。
- ② 騒音・振動の防止対策は、善良な管理者をもって対処するものとする。
- ③ 粉塵の作業区域外への飛散が危惧される場合には、防護網及び散水等により飛散防止措置を講ずるものとする。
- ④ 敷地境界の確認を行い、工事で移動する恐れがある場合は、関係者立ち合いの上控え杭を事前に設置すること。

(6) 特定建設資材の再資源化等

特定建設資材廃棄物の再資源化等については、関係法令等を遵守するものとし、運搬及び処理は次により行うものとする。

- ① 特定建設資材廃棄物の運搬は、産業廃棄物の運搬業の知事許可を得た者とし、事前に当該事業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証」(写)を提出するものとする。
- ② 特定建設資材廃棄物の再資源化等は、再資源化等をするための施設において行うものとし、当該処理施設が発行する受け入れ伝票の一覧表を作成し発注者に提出するものとする。(伝票は一覧表と確認後返却するものとする)

(7) 各種の手続き等

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第15条に規定する「建築物除却届」が必要な場合は提出するものとする。

施設の撤去にあたっては、電気、ガス、電話、上下道等事前に関係機関に必要な手続き及び施工上の措置等について確認を行い、施工するものとする。

(8) 原状回復等

本工事の施工にあたり、工事対象物件及び監督員の指示による以外の物件を滅失又は毀損した場合は、発注者の指示に従って原状に回復し、又は損害賠償をしなければならない。

なお、園舎敷地に通じる市道保育所線は、解体・撤去工事後に補修を行うものとし補修に要する費用は発注者負担とする。

ただし、解体・撤去工事後の道路状況により、補修を要しない場合は減額の変更協議を行うものとする。

(9) 仮設物の撤去等

本工事完了後は、敷地等に設置した仮設物を撤去し、敷地内全体の清掃を行うこと。

(10) 提出書類

契約後(施工前に提出し、監督員の承諾を得ること)

- ① 実施工程表
- ② 施工計画書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 各種届出、手続き

工事完了時

- ① 工事打合せ簿
- ② 竣工書類(詳細は監督員と協議すること)
- ③ 工事施工写真
- ④ 竣工写真
- ⑤ 解体材処理状況記録
- ⑥ 完成図(地下部分に残っているものや設備関係を記録すること)
- ⑦ その他監督員が指示したもの